

教員も含めてホーム・シックに襲われ、一週間程は泣きの涙で暮した。宿舎を夜間脱走する児童もあり、教員が捜索に当らねばならなかった。保護者から届けられた食糧品は全員で分け、互に乏しきに耐え、父母の膝元を離れて戦争の悲惨さをじっと耐え抜いた（大隅国民学校・当時付添某教諭懐古談）。

第七節 風水害とその対策

洪水の歴史

茨木地方は東に安威川、中央に茨木川がほぼ南北に貫流している。安威川の源は遠く丹波に発し、見山・石川村の水を集めており、また茨木川は勝尾寺川・佐保川の急流を合わせ福井村で茨木川となり、両川平行して平坦地を南下し、下流で神崎川に合流している。その上流の雨量面積に比し、河川の幅員が甚だしく狭隘なうえ堤防が軟弱不完全なため、一度豪雨にあうと頻々として破堤崩壊を来し、濁流氾濫の災害をまねいてきた。また南部の摂津・河内の境界を流れる淀川本流も、しばしば堤防が決壊し、その大洪水ときには茨木地方にまで氾濫した。明治初年から終戦時までのこれら三川の増水と、堤防の決壊による主なる被害を拾ってみよう。

(一) 明治元年四月一日から一五日まで、一日も晴天がなく大雨が止まず、全国的にも各地で洪水を起したが、ことに摂津・河内が甚だしく、五月一日には雨がますます激しくなり、翌二日夜に至って各河川とも大洪水となった。大阪市内の諸所でも橋が落ち、多数の罹災者が続出したので救出物資が放出されている（『慶応年代日記』・高島家文書）、この大雨で淀川が氾濫し、島上郡唐崎村から三島江村までの右岸堤防およ

そ一八六間ばかりが決壊した。これを「唐崎切れ」とか「弥右衛門屋敷切れ」とも言う。この箇所は近世末期にも決壊したことがあり、そのとき以来、弥右衛門屋敷の名がつけられた。このため島上・島下・豊島・西成の四郡約二〇〇余村が浸水し、とくに茨木地方では鮎川・目垣・島・沢良宜浜等々の村が浸水被害を受けた。この間の淀川水運は、大阪から京都へは水流に随い、別府・鳥飼野々間から唐崎切を上り下りし、小舟は番田前まで通行した。大阪府北司農局では役丁を集めて破堤の修築に当たったが、七月一七日から烈風暴雨に遭い、急激な増水であったので、これもまた陥落してしまった。この事態は「再度の唐崎切れ」と称されている。そこで、更に役丁を集めて修復に着手し、一〇月二五日、遂に復旧工事を完成した。唐崎の現地には、いまもその築堤記念碑が建っている。

このような事態に対し、政府は陸奥陽之助(宗光)の名で、摂津・河内の洪水被害のあった村々に「申論書」(慶応四年七月・高島家文書)を出して次のように諭している。

「当年閏四月中より霖雨降続き摂河兩州に稀成る洪水にて、大方水害を蒙り……(中略)、別して大政御一新の際、かかる下民難済の次第篤く御救助もあるべき処、(東海道・北陸道)東北兩道いまだ全く静謐ならず、莫大の御軍費中はりもなく、就ては十分の御救助も行届なされ難き段、やも得ずの事の訳に候。……(中略)、ひたすら御救助のみを仰ぎ、漸々日々をお送り候様にては、第一御時節柄に対して尽力の廉相立がたきのみならず、渡世取統方をも失ひ……(中略)、実に以て聖代御働の御趣旨に相背き容易ならざる事に候。……(中略)、村々役人ども申すに及ばず、小前末々迄も申し合せ心力一致、富者は財物を惜まず、貧者は身力を尽し、田畑居宅興復の手段は勿論、何成共渡世相当の産業を目論見申すべく候、……

(以下略)

政府は戊辰戦争で財源不足のため、救助金のみには依存することなく、村人の一致協力でも河川修復や村政・家業への勉勵を論じているのである。

(一) 明治三年九月、風雨が強く淀川は出水し、芥川筋では島上郡芝生村の堤防八〇間を破り、一望洋々たる大海と化した。

(二) 明治一八年六月一五日より大雨が降りつづき、一七日淀川および支流ともにみなぎり、安威川・芥川・茨木川などはいずれも河水があふれ出して、鉄道以南は一面の湖水となった。また淀川左岸では七月一日の夜半、茨田郡伊加賀村の堤防が決壊し、荒れ狂う濁水はたちまち北河内・中河内を席卷し、大阪市内に至るまで未曾有の大洪水であった。これを俗に「枚方切れ」といつている。

(三) 明治二二年八月、唐崎で淀川堤が決壊した。

(四) 明治二九年八月三〇日、風雨強く、三一日水量を増し、安威川筋では安威村大字安威西の堤防三〇間、三島村大字西河原の堤防三〇間、佐保川筋では安威村大字安威字山西東の堤防一間、茨木川筋では春日村大字畑田東堤二〇間、茨木村大字茨木堤防五〇間、玉櫛村大字沢良宜堤三〇間を破壊し、人家や道路の破損は数えきれないほどであった。

(五) 明治三〇年七月九日、鳥飼村大字八丁で安威川堤防がきれた。

(六) 明治三六年七月七日から降雨があり、諸川あふれ、同月九日、安威川筋・茨木川筋では堤防がきれ、またはくずれ、道路や橋の破損流失したものが多し。

(七) 大正六年九月二九日より降雨のため諸川増水し、一〇月一日、淀川は大冠村大字大塚の堤防二六〇間が

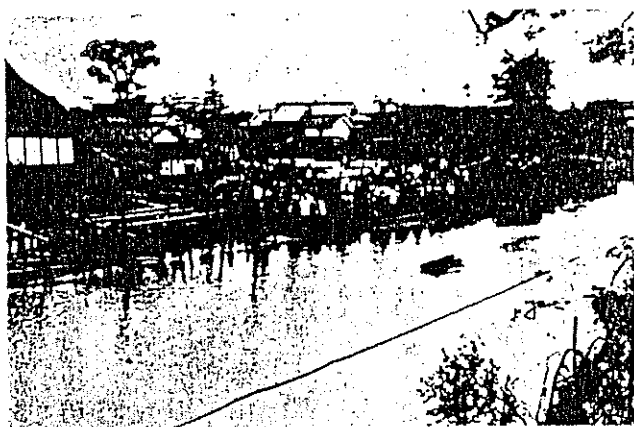


写真217 昭和10年の水害(沢良宜東)

決壊し、芥川筋では如是村大字芝生の堤防一六〇間が切れたので、淀川右岸は溢水がその決壊箇所よりとうとうとして浸入し、三島郡・西成郡は一面の湖水と化してしまった。そのため茨木地方では水尾付近まで浸水し、浸水地域では米の収穫が皆無というありさまであった。

(九) 昭和七年七月八日、降雨に際して茨木川が田中で十数間にわたって堤防決壊し、人家の浸水甚だしく、田畑の被害も数百町歩におよんだ。

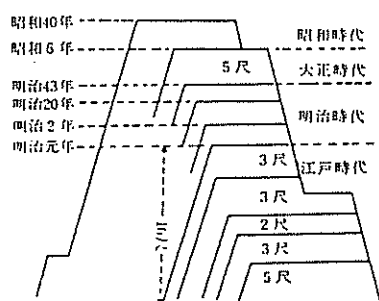
(八) 昭和九年七月、風雨強く、安威川筋では十日市・馬場・目垣・十一の堤、茨木川筋では田中・沢良宜西および同東の堤防が決壊して大きな被害をうけた。

(七) 昭和一〇年六月二十九日、風雨強く諸川は出水し、茨木川筋では中河原右岸二二〇メートル、五日市右岸六〇メートル、沢良宜西・同東の両岸一六〇メートル決壊し、安威川筋では十日市右岸三五〇メートル、西河原および戸伏で左右両岸各六〇メートル、二階堂上手で右岸一〇〇メートルが決壊し、付近一帯に氾濫して大被害をうけた。それより一か月余を経過した八月一日日夜来より、またまた豪雨が流域を襲い、護岸堤防の決壊相続き、その被害は前回にも増して、浸水家屋五〇〇〇戸、流失ならびに半流失家屋三五〇戸におよんだ。

水との このように水害が多かったから、政府は意を河川の改修に注ぎ、明治七年大阪に土木分局
 たたかい (後の大阪土木出張所)を置き、治水のことに当らせた。当時内務省は御備工師ヨハン・デレ
 ーケをして工事を督せしめ、従来慣行の堤防修築だけを専らとしたのを改め、一種の粗朶そだ工事を施し、水勢
 を利用して自然に河身を深くし、一面では水源諸山に砂防工を加えるなどの科学的治水工事が行なわれ、同
 二一年まで工事が継続された。その後二九年までは既成工事の修繕を行なった。しかし、大洪水に際しては
 その災害を防ぎ得なかつたので、二九年から一〇か年継続事業として大改修を施工するに決し、翌年より土
 地の買収に着手して、四〇年に至り新淀川を切り開くとともに毛馬の閘門しりもんを建設し、四三年四月に至り工事
 は全部竣工しゅうごうした。宇治川筋の南郷に洗堰を作つたのもこの工事の一大ポイントであった。

こうして万全の備え成つたかに見えた淀川であったが、上述のように大正六年一〇月にまた決壊した。こ
 の大洪水をきっかけとして、淀川は左右兩岸とも大正七年から昭和六年の間に、全川に対して大規模の改修
 工事が行なわれた。このとき沿岸の農民たちは日傭労働者として工事に参加し、男は土汽車の土入れやトロ
 ッコ押し、女は千本つきという作業をうけもつた。女ばかりでする千本つきは一種の地搗作業で、長さ一メ
 ートル半ぐらいの杵をもって新しい土砂をおいたばかりの堤防の上にならび、杵をあげおろしして土をつき
 かためていく作業である。この仕事は単調ではあつたが、農民の参加による集団労働であり、それは一面で
 は農民の間にすたれていく傾向にある作業唄をよみがえらせた。

治水組合 また安威川筋でも安威川普通水利組合(後に神安普通水利組合と改称)が明治二九年設けられ
 の活動した。これは安威川および神崎川に関係のある組合区域内の田地の灌漑・排水その他これに



第25図 淀川堤防断面図

明治元年上牧堤決壊のとき古老の見
た図を基にして描いた堤防断面図
で、その言に「五層よりなり5尺、
3尺、2尺、3尺、3尺、計16尺な
り」とある。それより嵩置きして現
在に至っている。

関連した事業を行なうのを目的とした組合で、各選挙区ごとに数名の組合会議員を選出している。明治四一年から大正二年までには臨時委員をおき、安威川改修工事を行なった。次に大正六年秋の大塚切れが動機となり、淀川水害を政府の治水工事だけに頼ることなく、みずからの力で防ごうという地元民の熱意が実を結んで、大正一五年六月、淀川右岸水害予防組合が創立された。その事務所は大阪市東淀川区柴島町にあり、淀川洪水の被害が直接およびと想定される水防区域を定めて、その区域内で土地・工作物などを所有するすべての者を組合員としており、数十の水防区に分れて数千人の水防団員が配置され、防禦堤防の延長は淀川本流と支流川とを合わせて一二万六〇〇〇メートルにもおよんでいる。茨木町もまたこの組合の一町村として加入している。

しかし、昭和にはいつてからも同七年の水害の後には、大阪府会で茨木川・安威川両川改修に関する建議案が通過した。そこで大阪府ではこれの調査設計を完了したが、当時この事業費などに難色があったため実現しなかった。しかし、続いて同一〇年には二回にわたって水禍に遭ったので、沿岸二六町村長一同連署して、政府および大阪府知事にその実情を訴え、速やかに両川改修事業を実施するよう陳情書を提出した。

これにこたえて安井府知事や内務省青山技監が玉櫛村沢良宜一帯を、徳川因順が芥川堤や摂津耶馬溪を視察すると

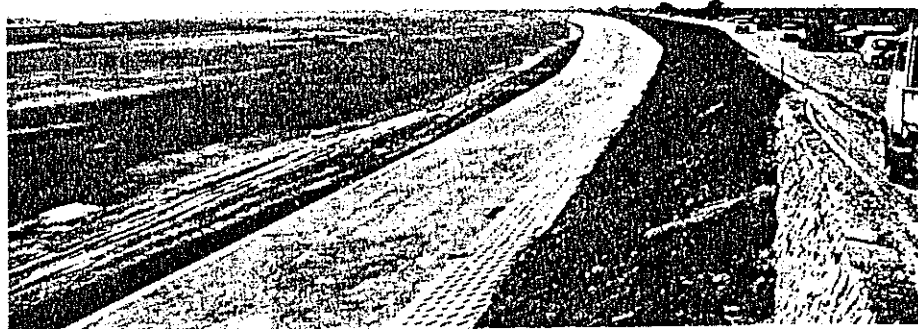


写真218 淀川堤防（高槻市）

ともに（昭和一〇年、青山技監書翰、高島家宛）、茨木川・安威川をはじめ
泉北郡一帯の総被害金額一〇〇〇万円に対して、大阪府は道路河川災
害復旧事業費として三六〇万円の予算を計上し、そのうち、とりあえ
ず応急事業費と稲苗の補給に五〇万円を支出した。しかし、これだ
けではとても充分でなかったので知事が上京し、災害土木復旧工事、
茨木川・安威川、其の他中小河川の根本的改修・罹災者住宅のための
低利融資、農耕地の復旧などを陳情項目として、内務省からは土木復
旧の善処方確約を取付けるとともに、農林省からも農耕地復旧の約束
を得、岡田啓介首相・湯浅宮相からも御下賜金下げ渡しを受けている
（昭和一〇年八月一五日付「大阪毎日新聞」）。

以上のような努力と財源の裏付を以て、大阪府でもようやくその改
修工事に本格的に着手し、一二年に安威川と茨木川を田中附近で合流
させ一六年から一八年にかけて安威川一帯にわたって改修工事を行な
った。この工事で一応破堤の心配は遠ざかったようであった。しかし
降雨が続くと一時的な浸水や悪水のとどこおりは、随所に見うけられ
るところであり、住みよい茨木の実現には今後の努力をまたねばなら
ない。



写真219 室戸台風により倒れた茨木高女

室戸台風と
学校災害

昭和九年九月二一日、近畿地方一帯に室戸台風が襲来、茨木地域の諸学校でも各所で校舎が倒壊して大被害を受けた。この台風は、室戸岬通過の際、中心付近の気圧は六八四ミリパールとなり、日本における近代気象史上最大のものであった。午前六時四〇分ごろから、東の風が吹きはじめ、風向きが東南東にかわった七時ごろからは、気圧がしだいに低くなり、風速はいっそうはげしくなった。そして午前八時には風速二九・八メートルに達し、八時三分には早くも大阪測候所（大阪管区气象台）の

風力計さえ吹き飛ばされ、最大瞬間風速六〇メートルにも達した。

このため各家々は勿論、学校校舎の倒壊や被害が続出し、多数の死傷者を出すに至った。とくに茨木高等女学校では校舎の倒壊で教職員二名、生徒四名が死亡し、校舎の下敷になった者一三六名、そのうち重傷者一〇数名を出した（『春日丘高等学校五〇周年記念』・「静夜思」太田村石田純治郎遺稿）。

玉楠小学校でも生徒一名が死亡し、宮島小学校では東西校舎一棟が倒壊、茨木小学校は奉安殿や講堂の屋根が吹っ飛び、其他の学校でも被害はそれぞれ甚大であった。こうしたにがい教訓から、茨木市内の諸学校の校舎復旧と新築にあたっては、災害に対応する方法が考えられたのはいうまでもない。

第一〇章 茨木市の成立

第一節 市制施行と市域の拡大

地方制度の 太平洋戦争は、政府のポツダム宣言受諾、天皇の降伏詔書放送によって終結した。時に昭
改 革 和二〇年八月一五日であった。九月二日、東京湾上のアメリカ戦艦ミズリー号において、
連合国代表と日本政府代表との間に正式降伏文書調印が行なわれ、ついで九月四日の第八八臨時国会におい
て、敗戦の詳細な経緯が発表された。

敗戦後、日本は連合国軍の占領下におかれることとなり、九月一〇日、連合国軍総司令部の最高司令官マ
ッカーサー元帥は、占領下の日本の行政は日本政府を通じて行なうという管理方針を声明した。武装撤廃・
戦争協力者の追放・戦争犯罪人処罰のほか、国家と神道の分離・憲法改正・人権確保・農地改革・財閥解体
など、日本から軍国主義を追放し、民主主義・自由主義体制を確立するための指令があいついで発せられ、
その一つ一つは日本民主化政策として着々実施されていった。

このようにつぎつぎに出された連合国軍総司令部の指令によって、明治維新以来しだいに勢いを増してき

第六節 市民生活と市民運動

市民生活 太平洋戦争の敗戦が、日本国民に与えた精神的衝撃は大きかった。明治以来、富国強兵かの回 復 ら軍国主義・超国家主義の教育を受けてきた人々の多くは、史上未曾有の敗戦という事実

に直面して、一時は虚脱状態におちいった。そしてようやく自己を取り戻したとき、まちかまえていたものは、焼き払われた国土と極端な物資不足による生活苦であった。生産は止まり、交通事情は悪化し、灯火管制は解除されても停電は続き、上水道も断水するしまつで、道義は地に落ち、世情は混乱した。

そのうえ、乏しい生活必需物資は隠匿され、それが一部の悪徳闇商人の手によって、法外な価格で取引され、一般庶民の生活は苦しみのどん底に落された。とくに食糧事情は戦時中以上に悪化し、大都市での成年者に対する主食の配給量は、一日二合一勺（約三〇〇グラム）しかなく、主食代替品として大豆・豆かす・さつまいもなどが配給されたが、それさえ充分ではなく、遅配・欠配が続くありきまで、成年者は一日約一二〇〇カロリーの熱量だけで生命を維持しなければならなかった。

昭和二十一年四月一〇日の衆議院議員選挙は、こうした世情の中に行なわれた。日本ではじめて婦人参政権が認められ、満二〇歳以上の成年男女にはすべて選挙権が与えられたし、帝国憲法改正という重要な課題があったにもかかわらず、国民は「憲法よりめい、だ」とか「一日三合配給を求めろ」という要求の方に、より切実な関心を示した。したがって政府が何よりも早く解決しなければならなかったのは、食糧不足を解決す

ることであった。そのため農家に対しては米穀供出の督励を続ける一方、占領軍に対して食糧の放出を要請した。二二年の終りごろからその効果はようやく現われて、食糧事情もやや好転のきざしを見せはじめ、二四年一月一日からは、従来主食の代替品として配給されていたさつまいも・じゃがいもの類が主食の枠からはずされた。しかしまだまだ配給は満足すべき状態ではなく、たとえば二五年五月分の茨木市の主食配給状態は、第一旬は内地米五日分・小麦粉四日分、第二旬は内地米五日分・外米五日分、第三旬は小麦粉五日分、ほかにフリーターポンまたは小麦粉七日分であつて、自由に主食を選べるという状態ではなかった。

もちろん主食だけでなく、その他の食料品・嗜好品・日用品についても配給が行なわれた。同じく二五年五月分をみると、一人当りみそ、九〇匁・醤油五合・石けん一個の割当てが行なわれている。

しかし、おいしい物資も出回るようになると、まず日用品の配給制度がとり除かれ、自由販売が行なわれはじめた。二五年三月の木炭・自転車タイヤ・同チューブ、同四月の乳幼児食品・ゴム履物などの統制撤廃にはじまり、二六年から二七年ごろ、朝鮮動乱をきっかけとして衣料品も急速に出回ったため、このころ、主食の一部を除いてほとんどの物資の配給制が廃止された。二六年一月からは雑穀の主食代替配給も中止され、主食は米・麦、およびその加工品である小麦粉とうどんだけとなったが、二七年六月には麦類も自由販売となり、主食の配給は米だけとなった。

相次ぐ風水害

こうして、市民の生活は精神的にも物質的にも次第に回復してきたが、この間においても思いがけない天災や人災があつたとを絶たなかつた。

昭和二五年九月三日、紀伊水道を北上したジェーン台風は、去る昭和九年の室戸台風にも匹敵する被害を

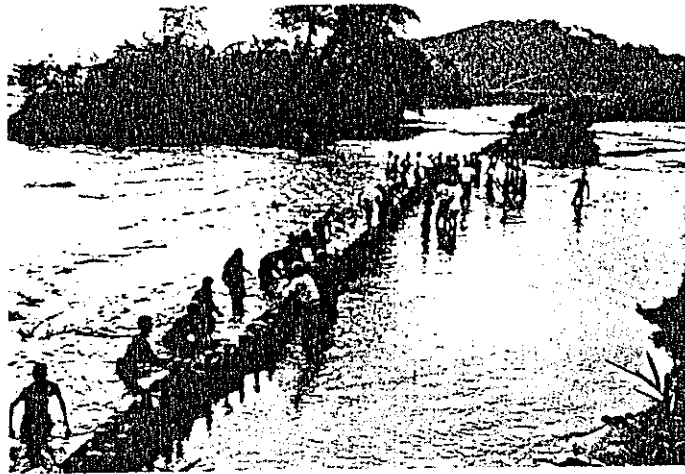


写真240 昭和42年7月水害（中河原付近）

茨木市域各地に与えた。この日午後二時前後に、茨木市域では風勢が強まり、風速四〇メートルの暴風が吹きすさんだ。そのため市内の家屋全壊二四戸、半壊四〇戸、重軽傷者一五人に達し、田畑の冠水は三七町歩（約三七・三ヘクタール）という大被害であった。大阪府知事から災害救助法が発令され、見舞として綿毛布一五〇枚、漬物・みそ各九貫（約三二キログラム）などが届けられたほか、ララ物資（米國フレンド華仕委員会・米國救世軍など社会事業・宗教・労働諸団体などで結成され、アジアの生活困窮者救済のために届けられた物資）の配給もあった。全市域停電のため断水し、翌日夕方より通水をはじめたが、電灯は一日遅れた。

翌二六年七月一日未明、雷をともなった豪雨が降り、午前一一時には安威川は最高水位に達した。西河原橋・永久橋が多額の被害を受け、道路決壊一二か所、被害総額は七六〇〇万円に達した。こえて二七年六月二三日から降続いた雨は七月二日にはさらにはげしく降り、七月一〇日には集中豪雨となって、高瀬川・大正川の右岸が決壊した。二八年九月二五日には台風二五号が潮岬に上陸し、茨木市域の最大風速は三二・七メートルとなり、午後二時から七時まで五時間にわたって猛威をふるった。最大雨量一一九ミリに達したため、安威川・茨木川が増

第10章 茨木市の成立

水し、安威川では太田橋、茨木川では上野付近、元茨木川では田中付近が決壊寸前になり、西河原橋・上野高橋・永久橋・六軒町橋が流失した。このほか用水池では三段池が溢水し、松沢池も決壊の危機に見舞われた。家屋の全半壊八二戸、床上浸水四二〇戸、床下浸水一二六三戸、二日以上冠水の田畑は七八町五反歩（約七九・二ヘクタール）に達した。

最近の水害としては、四二年七月九日の豪雨がある。死者・重傷者各一名、家屋の全半壊一一戸、床上浸水一六四四戸、床下浸水一万六七〇戸、道路決壊七五カ所、橋の流失・破損一〇か所におよび、一部破損を含めると市内の三割近くの世帯が被害を蒙った。

このように、ほとんど毎年のように風水害による被害があり、市民は多大の損害を受けたが、復旧のために要する費用も膨大な額にのぼり、これが市財政を困窮におとし入れた原因の一つともなった。

第 144 表 茨木市の火災発生状況

年次	火災件数	焼失家屋	焼失山林原野	損害額	死者	負傷者
		戸	ha	円	人	人
昭和23年	1	198.0		700,000		
24	15	452.1	0.033	1,350,000		
25	17	561.0		8,447,000	1	
26	11	587.4		3,432,000		
27	21	1,531.2	0.113	18,079,000		
28	22	39.6	0.097	1,031,000	2	1
29	27	6.6	3.98	237,000		2
30	27	534.6	0.137	1,259,000		
31	29	339.9	0.15	5,811,650		
32	31	1,013.1	5.067	12,404,800		3
33	35	112.1	1.589	952,700		2
34	46	745.8	0.733	5,360,430		
35	61	310.2	2.189	10,311,150		8
36	80	1,082.7	0.1952	19,905,700	1	4
37	95	1,362.9	3.08	14,881,000		2
38	85	1,550.0	8.70	27,659,583	3	11
39	98	3,648.1	4.16	141,945,376	2	44
40	94	3,814.0	16.81	138,316,000	1	8
41	96	3,178.0	7.68	46,838,000	1	6
42	144	801.0	2.29	23,370,000		7